

行政アドバイザーについて

1	設 置 根 拠	芦屋市行政アドバイザー設置要領
2	担 任 事 務	(1) 総合計画等の策定 (2) 行政評価の運用 (3) その他総合計画等の策定及び行政評価に関する重要事項
3	任 期	令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
4	構 成	次に掲げる者のうち 10 名以内とし、市長が委嘱する。 (1) まちづくりに関し識見を有する者 (2) 産官学金労言士 (3) その他市長が特に必要と認める者
5	今後の予定	各アドバイザーに対し、それぞれの分野について、必要に応じて個別に助言をいただく。 なお、総合計画の策定に関する進捗・企業版ふるさと納税については、全アドバイザーに対し、情報提供を行う。

芦屋市行政アドバイザー設置要領

(設置)

第1条 芦屋市総合計画及び芦屋市創生総合戦略（以下「総合計画等」という。）の策定、また、行政評価を円滑に実施するにあたり、専門的な知識及び経験を有する立場からの助言等の支援を得るため、総合計画等の策定及び行政評価に関する芦屋市行政アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事務を所掌し、指導・助言する。

- (1) 総合計画等の策定
- (2) 行政評価の運用
- (3) その他総合計画等の策定及び行政評価に関する重要事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、以下の者のうち10名以内とし、市長が委嘱する。

- (1) まちづくりに関し識見を有する者
- (2) 産官学金労言士
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(会議)

第4条 市長が必要と認めるときは、アドバイザーを招集し、アドバイザー会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、設置の目的が達成されたと認めるときまでとする。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、総合計画及び総合戦略の策定等に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、アドバイザーと協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年12月2日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月1日から施行する。